（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正）

**第五十五条**　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考５を削る。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正）

**第五十六条**　流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四中「㊞」及び備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とし、備考７を備考６とする。

別記様式第五中「㊞」及び備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（ダム使用権登録令施行規則の一部改正）

**第五十七条**　ダム使用権登録令施行規則（昭和四十二年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第十三条を次のように改める。

**第十三条**　削除

第十四条中「申請人」を「登録を申請する者（第十六条及び第三十条において「申請人」という。）」に改める。

第十六条第二項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則等の一部改正）

**第五十八条**　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（昭和四十二年運輸省令第七十八号）第一号様式及び第二号様式

二　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）別記様式

三　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）第三号様式

四　浄化槽設備士に関する省令（昭和五十九年建設省令第十七号）別記様式第六号及び別記様式第七号

五　航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十二年運輸省令第二十七号）第一号様式及び第二号様式

六　踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）第一号様式及び第三号様式

（下水道法施行規則の一部改正）

**第五十九条**　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四中「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　㊞」を「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第五中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第六及び別記様式第七中「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　㊞」を「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第八中「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　㊞」を「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考５までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十七中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（都市計画法施行規則の一部改正）

**第六十条**　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「記名押印又は署名をしなければ」を「その氏名を記載しなければ」に改める。

別記様式第一中「㊞」及び備考５を削る。

別記様式第二中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とし、備考７を備考６とする。

別記様式第二の二中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第八中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第九中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第九の二中「別記様式第９の２」を「別記様式第九の二」に改め、「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第九の三中「㊞」及び備考６を削る。

別記様式第九の四中「㊞」及び備考５を削る。

別記様式第十中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十一中「㊞」及び備考６を削る。

別記様式第十一の二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十一の三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十一の五中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第十三中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十六中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

**第六十一条**　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第二十四条第二項において「本人確認書類」という。）」に改める。